○厚生労働省告示第二百八十七号

電 離放射線障害防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十一号) 第五十二条の五第二項の規定に基づき、透

過写真撮影業務特別教育規程 (昭和 五十年労働省告示第五十号) の一部を次の表のように改正し、 令和 八年

四月 一日から適用する。 ただし、 事業者は、 この告示 の適用の 日以後に、 この告示による改正 前の 透過 写真

撮影業務特別教育規程による特別の教育を受けた者をエ ックス線装置又はガンマ線照射装置を用い て行う透

過写真の撮影 の業務 (労働安全衛生規則及び電離放射線障 .害防 让規則 **の** 部を改正する省令 (令 和 七 年 ·厚 生

前の労働安全衛生規則

韶

和四十七年労働省令第三十二号)

労働省令第百八号)による改正

射装置取扱業務特別教育規程の規定にかかわらず、 十八号に掲げる業務をいう。)につかせるときは、 この告示による改正後のエックス線装置及びガンマ線照 特別の教育を行うことを要しない。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

第三十六条第二

				以れの	
	する知識 間 エックス	知 方 版 版 版 照 日 日 日 日 日 日 日 日	科目	上行うものとすをでれ、同表の中をがは、学科教障は、学科教育は、学科教育は、学科教育をはるが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
行う者にあつては、次に掲げるものガンマ線照射装置を取り扱う業務を	ティス線装置の操作及び点検 ・ カース線装置の原理 エックス線装置のエックス線管、高電圧発 ・ は、次に掲げるもの ・ ないのでは、次に掲げるもの ・ ないのでは、次に掲げるもの ・ は、次に掲げるもの ・ は、次に掲げるもの ・ は、次に掲げるもの	(略)	範囲	る。欄に定める範囲について同表の下欄に育により、次の表の上欄に掲げる科目防止規則第五十二条の五第一項の規定装置及びガンマ線照射装置取扱業務特	改正後
略)	略)	(略)	時間	定める時間の大きのでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、	
				以れの	
	エックスはガンス おりまでである。 エックスはガンス おりまでである。	法 影 の 作 業 の 世	科	上行うものとをおいる。とのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのといいます。これには、一般のとのとのとのとのといいます。	
	扱のマ装	方 撮	目	す中教害撮	
の撮影の業務を行う者にあつては、 ガンマ線照射装置を用いて透過写真	エツクス線装置の操作及び点検	(略)	範囲	に定める範囲について同表の下欄により、次の表の上欄に掲げる科は規則第五十二条の五第一項の規係務特別教育規程	改正前
(略) 	略)	(略)	時間	に定める時間にたじ、そ別	

(略)		
(略)	置の操作及び点検 場源容器の構造及び機能 放射 線源送出し装置又は放射線源の構造 及び機能 放射線源の構造及び放 放射線源の構造及び機能 放射 がといる があれる があれる があれる があれる があれる があれる があれる があれ	
(略)		
(略)		
(略)	置の操作及び点検 場源容器の構造及び機能 放射 線源送出し装置又は放射線源のd を調整する遠隔操作装置の構造 及び機能 放射線源の構造及び放 が大マ線照射装置の種類及び型式	次に掲げるもの
(略)		